

鳥取県職員採用試験

（令和9年4月採用予定 看護師、講師（看護教員）、 看護師（看護教員養成コース））

受 験 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階
電話（0857）26-7034 URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、採用候補者発表日

受 付 期 間	令和8年10月2日（金） ～11月11日（水）（必着） ◎ 郵便若しくは信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。 ◎ 郵便又は信書便の場合は、令和8年11月11日（水）17：15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎ 持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土曜日・日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試 験 日 及 び 試 験 会 場	令和8年11月23日（月・祝） 〔試験会場〕 鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目220） ※時刻、会場などの詳細は申込受付後にお知らせします。
採 用 候 補 者 発 表 日	令和8年12月4日（金）（予定）

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職種	採用予定者数	職務内容	主な配属先
看護師	2名程度	重症心身障がい児・者、肢体不自由児・者の療育、看護に係る医療ケア、看護ケア業務及び健康管理、日常生活介助業務	総合療育センター、療育園等
講師 （看護教員）	1名程度	看護師等養成施設において、講師（専任教員）として講義（看護専門科目）、実習指導、学生指導等に従事します。	鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校
看護師 （看護教員 養成コース）	1名程度	採用後、専任教員として必要な研修を受講し、研修終了後に看護師等養成施設において、講師（専任教員）として講義（看護専門科目）、実習指導、学生指導等に従事します。	鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校

（注1）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

（注2）試験結果によって、採用予定者数を増減、若しくは採用候補者なしとする場合があります。

（注3）採用後、人事配置等の状況によっては県立病院で勤務する場合があります。

3 受験資格

(1) 年齢要件

昭和42年（1967年）4月2日以降に生まれた人

(2) 必要な資格・免許等

職種	必要な資格・免許等
看護師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に規定する看護師免許を有する人又は令和8年度に実施される国家試験により同免許を取得する見込みの人
講師 (看護教員)	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に規定する看護師免許を有する人で、次の①、②いずれかに該当する人（令和9年3月31日までに該当する見込みの人を含む。） ①保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、専任教員として必要な研修（※1）を修了した人、又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる人 ②保健師、助産師又は看護師として基礎看護、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護、精神看護又は在宅看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事した人で、学校教育法における大学において教育に関する科目（※2）を履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人（教育に関する科目の履修は4単位以上必要） （※1）厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）、旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程、国立保健医療科学院の専門課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度） （※2）教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目
看護師 (看護教員 養成コース)	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に規定する看護師免許を有する人で、保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人であって、採用後、令和9年度に実施される厚生労働省が認定した専任教員養成講習会を受講可能な人（※同講習会は県外において実施予定（期間は9か月程度））

※上記の要件に該当しない又は資格・免許等が取得できない場合は、採用候補者となっても採用されません。

(3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

(1) 看護師

試験種目	配点	内容
論文試験	200点	〔記述式・・・1問（1時間）〕 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
人物試験	500点	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(2) 講師（看護教員）

試験種目	配点	内容
経歴評定	100点	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定
論文試験	200点	〔記述式・・・1問（1時間）〕 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
人物試験	500点	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(3) 看護師（看護教員養成コース）

試験種目	配点	内容
論文試験	200点	〔記述式・・・1問（1時間）〕 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
人物試験	500点	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 採用候補者の決定方法

(1) 採用候補者

講師（看護教員）の採用候補者は、経歴評定、論文試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順により決定します。看護師及び看護師（看護教員養成コース）の採用候補者は、論文試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順により決定します。

なお、経歴評定、論文試験及び人物試験の得点には、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は合計得点に関わらず不合格とします。

(2) 証明書等

採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、各種証明書等（職歴証明書、卒業（修了）証明書、看護師免許の写し等）を提出していただきます。必要な要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されていない場合は採用されません。

なお、受験申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続きの過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。この結果、該当者であることが判明した場合は、採用されないことがあります。

6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	職種	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	講師 (看護教員)	受験者本人	経歴評定、論文試験及 び人物試験の得点、合 計得点及び順位	採用候補者 発表日から 1 月間	鳥取県総務部 行政体制整備局人事企画課 (県庁本庁舎 3 階)
	看護師、看護 師（看護 教員養成 コース）		論文試験及び人物試 験の得点、合計得点及 び順位		

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0 cm×23.5 cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用時期及び給与等

（1）採用時期

採用は、原則として令和9年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

（2）給与

ア 初任給（月額）

① 看護師

大学（4年制）卒：271,500 円 短大・専門学校（3年制）卒：266,900 円、
短大・専門学校（2年制）卒：263,400 円

② 講師（看護教員）

大学（4年制）卒：306,300 円 短大・専門学校（3年制）卒：298,900 円

③ 看護師（看護教員養成コース）

大学（4年制）卒：290,900 円 短大・専門学校（3年制）卒：288,500 円、
短大・専門学校（2年制）卒：285,900 円

※②、③は看護師（常勤）として5年業務に従事した場合です。

※一定の職歴等がある人は、経歴に応じて所定の金額が加算されます。

※大学院修了などの学歴がある人は、これより高い額になります。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和8年4月1日現在。採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

（3）勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分（休憩時間60分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※夜勤がある場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です（交替制勤務の所属を除く）。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季他）、病気休暇など

（4）勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

9 受験申込手続

提出書類	申込書 1 部…受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です。） 経歴調書 1 部（※講師（看護教員）に申込みされる方のみ）
申込先	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 3 階 電話(0857)26-7034 〔持参により申し込む場合〕 上記へ直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 (県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 (郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。)
受験票の交付	＜適性検査について＞ ◎申込受付後、受験申込書へ記載されたアドレスに「申込受付通知」の電子メールが送信されますので、記載の案内に沿って、パソコン又はスマートフォンにより適性検査をオンライン上で受験してください。 (パソコン又はスマートフォンを所有していないなど、適性検査を受験することができない場合は、上記申込先までお問い合わせください。) ＜受験票について＞ ◎申込の際に登録したアドレスへ「受験票作成依頼メール」の電子メールが送信されます。 メールに添付されている受験票様式（PDFファイル）をダウンロードのうえ、印刷して、切り取り線に沿って受験票を切り取り、写真を貼ってください。 作成した受験票を、専門試験・人物試験の試験日に持参してください。 ※「申込受付通知メール」が申込み後 2 営業日以内に届かない場合、又は「受験票作成依頼メール」が 1 1 月 1 8 日（水）までに届かないときは、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課に直接お問い合わせください。

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- (3) 試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りまので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただき、携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは一切認めません。
- (4) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

＜参考＞日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

①公権力の行使に該当する業務

- (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- (5) 審査請求に対する裁決に関する事務
- (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

②公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。